

吹上浜沖洋上風力発電合同会社「(仮称)吹上浜沖洋上風力発電事業 計画段階
環境配慮書」に対する意見について

令和2年9月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)吹上浜沖洋上風力発電事業
計画段階環境配慮書」について、吹上浜沖洋上風力発電合同会社に対し、環境の保全の見
地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 鹿児島県いちき串木野市～南さつま市沖の海域
- ・原動力の種類： 風力(洋上)
- ・出 力： 最大969,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月22日
環境大臣意見受理	令和2年 9月 7日
経済産業大臣意見	令和2年 9月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

吹上浜沖洋上風力発電合同会社「(仮称)吹上浜沖洋上風力発電事業 計画段階環境
配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査・予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、アカハラダカやサシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 海生生物に対する影響

想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年4月環境省)に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、海生生物の生息及び生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。